

# なちゅらす からのお知らせ

須恵町自然食普及センターなちゅらすでは、無添加・オーガニック商品を中心にカラダにやさしい商品を取り扱っています。



Instagramはじめました！  
お得な情報などを配信中です。



NACHURAS.SUE

## 今月のなちゅらす

### おすすめ商品

#### 有機トマトケチャップ

有機トマトが持つ自然の甘みを生かした、トマトの風味を堪能できる有機JAS認証のトマトケチャップです。  
保存料、着色料、化学調味料不使用。



#### 蒸しミックスビーンズ

5種の有機豆をやわらかく蒸した商品です。水洗い不要で、そのまま使用できる便利な商品です。



## 今月のおすすめ料理

### そば缶でチリコンカン



#### 材料

- さば缶(水煮)..... 1缶
- 蒸し大豆..... 1袋
- 蒸しミックスビーンズ..... 1袋
- 玉ねぎ..... 50g
- にんにく..... 1片
- ローリエ..... 1枚
- カットトマト缶..... 1缶
- サラダ油..... 大1/2
- A
- ケチャップ..... 大3~4
- 中濃ソース..... 大2
- 砂糖..... 小1
- チリパウダーまたは一味唐辛子..... 適量

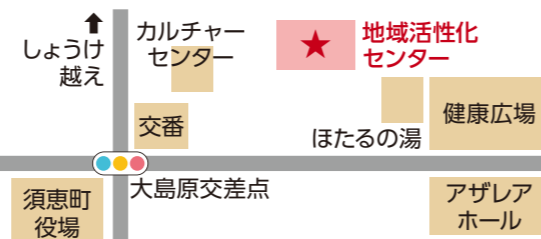
#### 作り方

- 1 にんにく、玉ねぎはみじん切りにする。
- 2 フライパンに油、にんにくを入れ弱火で炒め、香りがしてきたら、玉ねぎを加え中火で炒める。
- 3 玉ねぎが透きとおったら、豆、トマトの水煮缶、ローリエ、そば缶の汁を加えて時々混ぜながら5分程度煮詰める。
- 4 ③にさば缶の身を加えほぐし、Aを加えて好みの水分になるまで煮詰めたら完成。



## 自然食普及センターなちゅらす

須恵町大字上須恵1167の3  
地域活性化センター(オikos)内 ☎ 933-1709  
営業日 月曜～土曜  
営業時間 9時～16時30分まで  
定休日 日曜、祝日、お盆、年末年始



## KBC地域共創プロジェクト

# ふるさとWish 志免町・須恵町

KBCのテレビとラジオで、毎日地域の魅力をたっぷり放送する「ふるさとWish」がまたまた須恵町にやってきます。「ふるさとWish」は特定の市町村を1週間にわたってスポットをあてるスペシャル企画で、4回目の今回は志免町とのペアで放送されます。須恵町のグルメや物産、元気な企業や団体などの魅力をたっぷり発信。顔見知りの人たちも出演します。キャラバンカー「アイタカー」も町内を駆け巡ります。



放送期間

6月20日(月)～6月26日(日)

KBCラジオ「アサデス。ラジオ」「PAO～N」など各番組

KBCテレビ「アサデス。KBC」「Wish+(プラス)」「シリタカ!」など各番組

☎ 九州朝日放送地域企画部 ☎ 752-5162 FAX 721-1288

## 消費生活 110番



・悪質な副業サイトやマッチングサイトに注意!  
・消費者の利益を不当に害する契約条項は無効です!

成人年齢が18歳に引き下げになり2か月が経ちました。民法の未成年者取り消しができなくなっても、契約の解除(フリーング・オフ)や取り消しができる場合もあります。あきらめずに消費生活センターに相談してください。

### 相談事例

事例1 SNSの出会いには気をつけましょう。

異性と出会えるSNS(マッチングアプリ)で知り合った女性とファミレスで会った。いい話があると後から同席してきた人に「月に50万円稼げる」と高額な情報商材の購入を勧められた。お金がなかったので断ったが、「消費者金融に行けばすぐに借りられる」と消費者金融に連れて行かれ、お金を借りて

支払った。稼ぐことができなかったので、解約したい。

### アドバイス

相手に勧められるまま、消費者金融などで借金することは絶対にやめましょう!  
・相手に現金を渡してしまつと取り戻すことは非常に難しくなります。

① SNSで知り合った住所も本名もわからない人を、信用してはいけません!

② 契約内容について事実と異なる説明があった場合や、不確かなことを「確実だ」と説明された場合、恋人のように振る舞われて相手に好意を抱き社会経験不足から相手も自分を好きだと勘違いをして契約した場合などは取り消しができる可能性があります。(アト民法等) 好意の感情の不当な利用)

### 相談事例

事例2 契約書に書いてある約束が無効な場合もあります。

契約書に「販売した商品については、いかなる理由があつても、契約後のキャンセル、返品、返金、交換は一切できません」などと記載されている。商品に不具合があるの

で解約、返品したい。

### アドバイス

① 契約書に「一切キャンセルできない」などと記載されている場合、不当な条項として返品や交換が認められる場合があります。(消費者の解除権を放棄させる条項)

② 契約をする前に、契約内容や本当に必要なかどうかを慎重に検討しましょう。

困った時は、かすや中南部広域消費生活センター(☎ 936・1594)までご相談ください。

### 消費生活相談のお知らせ

かすや中南部広域消費生活センター

開設日 月曜、金曜

相談時間 (祝日・年末年始は休み) 10時～15時30分

場所 志免町地域安全安心センター2階

お問い合わせ先 (志免町志免中央1の10の1) ☎ 936・1594 ☎ 936・1610

※相談の際は電話でご連絡ください。